

# リチウム・イオン・セル及びバッテリーの輸送基準

すべてのセルやバッテリーは **UN Manual of Tests and Criteria Part III Subsection 38.3** のテストに合格していなければならない。

再設計

UNテストに合格しているか?

NO

YES

リチウム・イオン電池  
そのもの

リチウム・イオン電池  
が器具と同梱されているもの

リチウム・イオン電池  
が器具に装着されているもの

UN3480 PI965 Part 1 対応  
Cell:  $\leq 20$  Wh/Cell  
Battery/pack:  $\leq 100$ Wh  
包装物にリチウム電池取扱いラベルが必要  
貨物にリチウム電池に関する資料の添付が必要  
PAX 限度: バッテリー/セルは1包装物 10 kg G まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは1包装物 10 kg G まで

UN3481 PI966 Part 1 対応  
Cell:  $\leq 20$  Wh/Cell  
Battery/pack:  $\leq 100$ Wh  
包装物にリチウム電池取扱いラベルが必要  
貨物にリチウム電池に関する資料の添付が必要  
装置・器具を動作させる為に必要な最低数量の電池と器具当たり 2個のスペア電池

UN3481 PI967 Part 1 対応  
Cell:  $\leq 20$  Wh/Cell  
Battery/pack:  $\leq 100$ Wh  
もし包装物にセルが4個、バッテリーが2個を超えて収納されていれば、リチウム電池取扱いラベルが必要となる。  
取扱ラベルの貼ってある貨物にはリチウム電池に関する資料の添付が必要となる。

OR

OR

OR

UN3480 PI965 Part 2 対応  
Cell:  $> 20$  Wh/Cell  
Battery/pack:  $> 100$ Wh  
包装物に第9分類の危険性ラベルが必要  
貨物に危険物申告書が必要、また国連の規格容器を使用する  
PAX 限度: バッテリー/セルは1包装物 5 kg G まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは1包装物 35 kg G まで

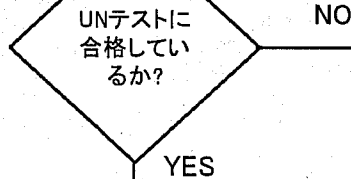
UN3481 PI966 Part 2 対応  
Cell:  $> 20$  Wh/Cell  
Battery/pack:  $> 100$ Wh  
包装物に第9分類の危険性ラベルが必要  
貨物に危険物申告書が必要、また国連の規格容器を使用する  
PAX 限度: バッテリー/セルは器具の重量は除いて1オーバーパック当たり 5 kg まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは器具の重量は除いて1オーバーパック当たり 35 kg まで

UN3481 PI967 Part 2 対応  
Cell:  $> 20$  Wh/Cell  
Battery/pack:  $> 100$ Wh  
包装物に第9分類の危険性ラベルが必要  
貨物に危険物申告書が必要  
PAX 限度: バッテリー/セルは1器具\*当たり 5 kg まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは1器具\*当たり 35 kg まで  
\*包装物に収納する器具の数については制限は無い

# リチウム金属セル及びバッテリーの輸送基準

すべてのセルやバッテリーは **UN Manual of Tests and Criteria Part III Subsection 38.3** のテストに合格していなければならない

再設計



リチウム金属セル・  
バッテリーそのもの

リチウム金属セル・  
バッテリーが器具と同  
梱されているもの

リチウム金属セル・  
バッテリーが器具に装  
着されているもの

UN3090 PI968 Part 1 対応  
Cell: ≤リチウム 1 g  
Battery/pack: ≤リチウム 2 g  
包装物にリチウム電池取扱い  
ラベルが必要  
貨物にリチウム電池に関する  
資料の添付が必要  
PAX 限度: バッテリー/セルは  
1包装物 2.5 kg G まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは  
1包装物 2.5 kg G まで

UN3091 PI969 Part 1 対応  
Cell: ≤リチウム 1 g  
Battery/pack: ≤リチウム 2 g  
包装物にリチウム電池取扱い  
ラベルが必要  
貨物にリチウム電池に関する  
資料の添付が必要  
装置・器具を作動させる為に  
必要な最低数量の電池と  
器具当たり2個のスペア電池

UN3091 PI970 Part 1 対応  
Cell: ≤リチウム 1 g  
Battery/pack: ≤リチウム 2 g  
もし包装物にセルが4個、バッ  
テリーが2個を超えて収納され  
ていれば、リチウム電池取扱  
いラベルが必要となる。  
取扱ラベルの貼ってある貨物  
にはリチウム電池に関する資  
料の添付が必要となる。

OR

OR

OR

UN3090 PI968 Part 2 対応  
Cell: >リチウム 1 g  
Battery/pack: >リチウム 2 g  
包装物に第9分類の危険性  
ラベルが必要  
貨物に危険物申告書が必要、  
また国連の規格容器を使用す  
る  
PAX 限度: バッテリー/セルは  
1包装物 2.5 kg G まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは  
1包装物 35 kg G まで

UN3091 PI969 Part 2 対応  
Cell: >リチウム 1 g  
Battery/pack: >リチウム 2 g  
包装物に第9分類の危険性  
ラベルが必要  
貨物に危険物申告書が必要、  
また国連の規格容器を使用す  
る  
PAX 限度: バッテリー/セルは  
器具の重量は除いて  
1オーバーパック当たり 5 kg まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは  
器具の重量は除いて  
1オーバーパック当たり 35 kg  
まで

UN3091 PI970 Part 2 対応  
Cell: >リチウム 1 g  
Battery/pack: >リチウム 2 g  
包装物に第9分類の危険性  
ラベルが必要  
貨物に危険物申告書が必要  
PAX 限度: バッテリー/セルは  
1器具 \* 当たり 5 kg まで  
CAO 限度: バッテリー/セルは  
1器具 \* 当たり 35 kg まで  
\* 包装物に収納する器具の数  
については制限は無い